



福祉先進都市東京に向けた懇談会

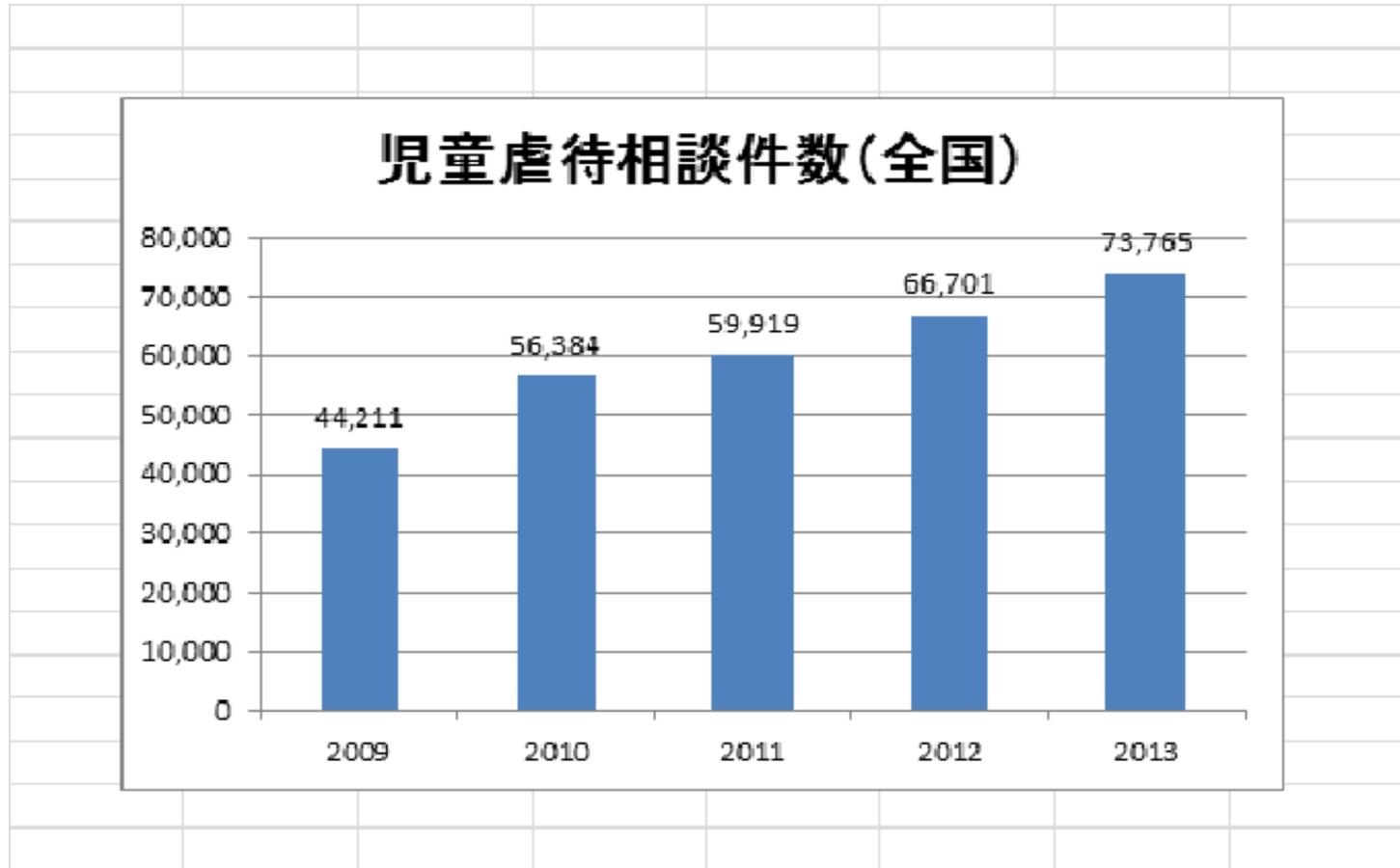
安心して子供を産み育てられる東京

明治学院大学 松原 康雄

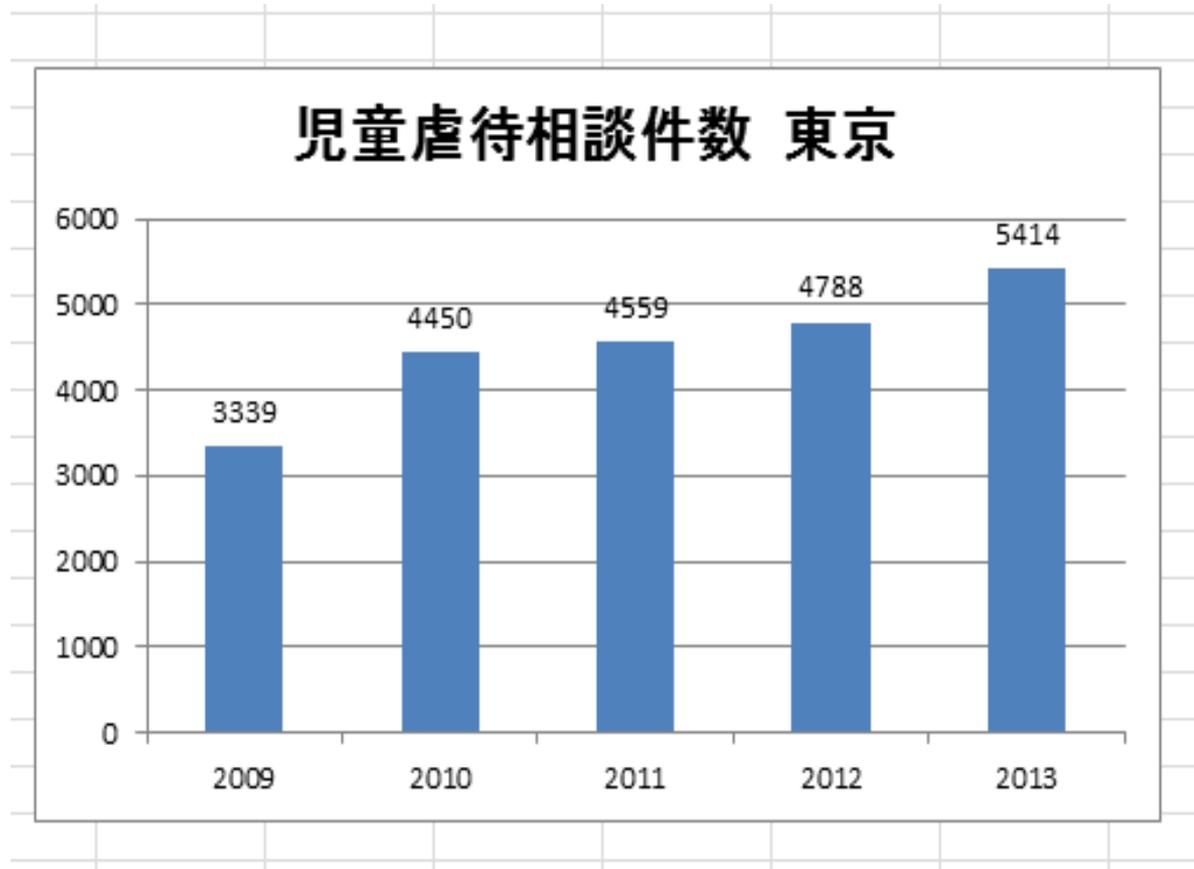
子供の虐待予防・対応と東京都の役割

- 子育て不安は虐待発生のリスク要因
- 子育て支援から虐待対応（養育支援と行政による介入）への切れ目のない施策実施の必要性
- 区市町村の役割と東京都の役割

増加する虐待件数(全国)



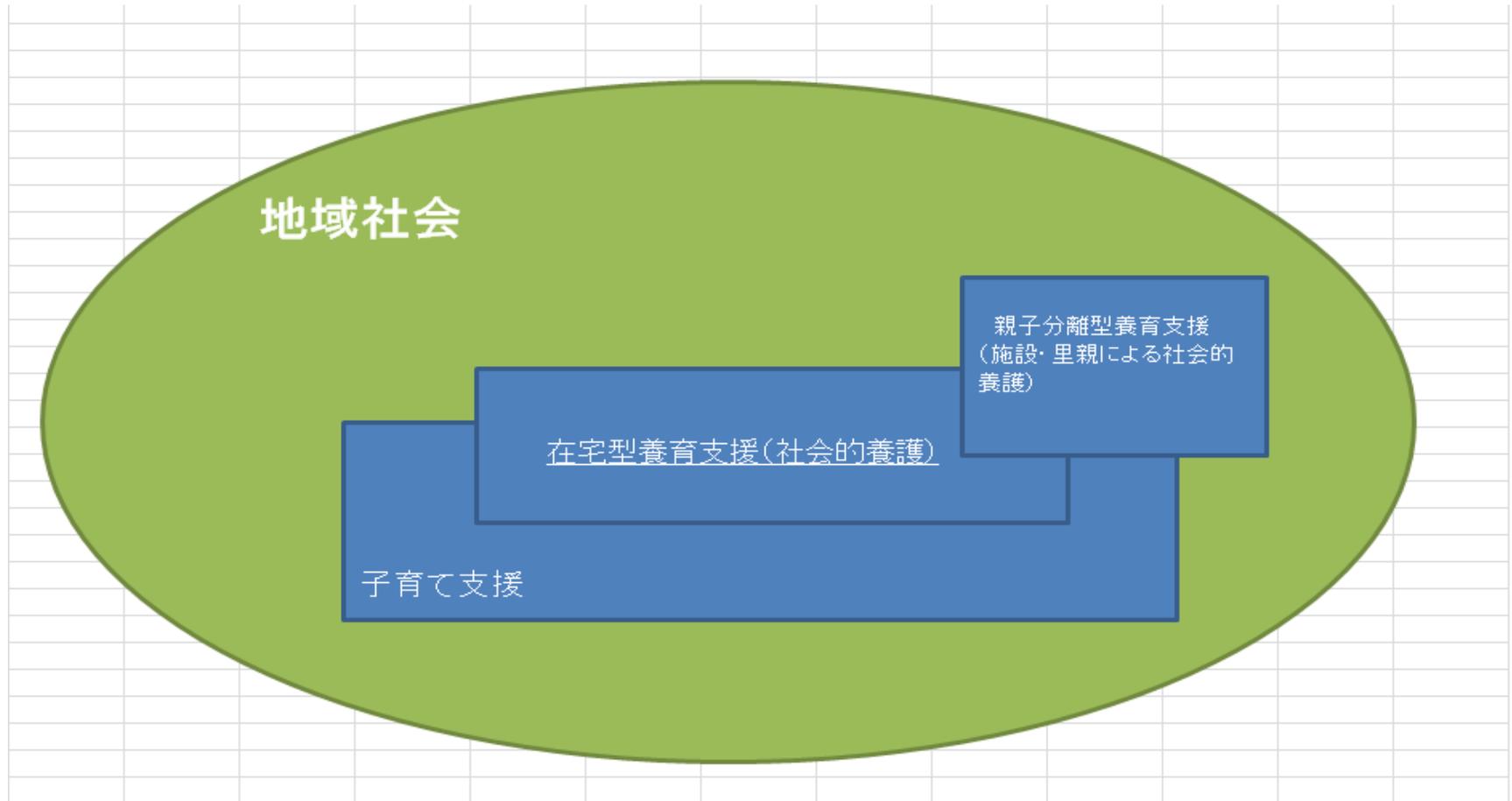
東京の状況



虐待発生メカニズム

- 生活課題 → 処理
- → ストレス → ストレス拡散、解消
- 処理及びストレス解消・緩和の阻害要因
 - 内的 貧困、疾病、(子どもの発達課題)、被虐待経験等
 - 外的 親族・地域社会からの孤立、社会資源未利用・利用拒否
- → ストレスの増大
- 生活単位における最弱者への虐待 例: 子ども虐待、高齢者虐待、セルフ・アビュース・ネグレクト

子育て支援・子ども虐待対応・支援と地域社会



子育て支援と養育支援

- 子育て支援は、子育て中の家族全体を対象とする施策
 - 養育支援は、特別な配慮を必要とする、子育て家庭を対象とする施策
- ← 子どもの成長発達課題
親の生活、養育上の課題

子育て支援は虐待予防、養育支援の基盤

- 子育て支援メニューの拡充
都 先駆事例の紹介、財政的支援
民間団体との連携
- 子育て支援利用に関する地域意識の変革
- 「使い勝手」の向上

子育て支援の「使い勝手」

- 諸施策を知らない
- 「公的」支援は受けたくない
- 利用しづらい 必要即応になっていない
- わかりづらい
- 利用は「歓迎」されている気がしない

在宅型養育支メニュー拡充の必要性

- 養育支援メニューの不足
 - ホームヘルプ 養育支援訪問事業
 - デイケア 保育・学童保育
 - ショートステイ
- 新たな養育支援メニューの開発
 - 先駆事例 親子宿泊型 連れ出し型一時保育

在宅型養育支援関する伴走者の必要性

■ ケアマネジャーの不在

← 一般子育て家庭にも必要だが、要保護児童と要支援児童、特定妊婦からスタートできないか。 都単独事業

養育支援の重要性

- 虐待対応は介入と支援の二本柱
- 支援は相談と具体的な生活・養育支援が車の両輪
- 虐待対応の約8割は在宅支援

介入と児童相談所

- 介入は児童相談所
- 出頭要求 再出頭要求 立ち入り調査
さらに、裁判所の許可を得て臨検、捜査
- 一時保護
- 施設・里親措置
 - ← 介入権限は「強化」されたがそれを実行する体制が不十分

児童相談所職員の不足

- 児童相談所は子供・子育てに関する全ての相談に対応
- 虐待対応では、相談、地域で展開される支援の後方支援を担当、さらに一時保護、親子分離に関する措置の機能を有する。
- その担い手である児童福祉司、児童心理司が虐待対応相談件数増加に対応して増えていない。都道府県別児童福祉司管轄人口ではワースト1

児童相談所と子供家庭支援センターとの協働

- 区市町村の子供家庭支援センターの役割
変容
- 力量の平準化と継続の必要性

← 児童相談所との人事交流

親子分離型支援

- 「社会的養護の新たな展開に向けて 家庭的養護・地域化の推進と切れ目のない支援」 東京都児童福祉審議会提言 平成26年10月
- 支援が必要な子どもの生活環境の保障、施設・養育者の質の向上、家族再統合と関係機関の連携、施設退所後の継続した自立生活に対する支援、適切な一時保護 ← 一時保護所に関する第三者評価の導入

施設利用親子不分離型支援

■ 母子生活支援施設の意義

親子不分離で生活・養育支援が可能

DV被害世帯についても子どもの性別を問わず、利用が可能

■ 母子生活支援施設の課題

施設環境整備 一部は実施済み

広域入所 ← 都としての推進体制が必要

社会的養護の計画的整備

- 里親をはじめとした、社会的養護を担う施設を計画的に整備すること
- 担い手の待遇改善、質の向上の必要性

↑ 東京都の役割

おわりに

- 子どもが安心して暮らし、豊かに育つことができる街、子育てがしやすい街は虐待発生を予防するだけではなく、すべての地域住民にとって生活しやすい街作りにつながっていく